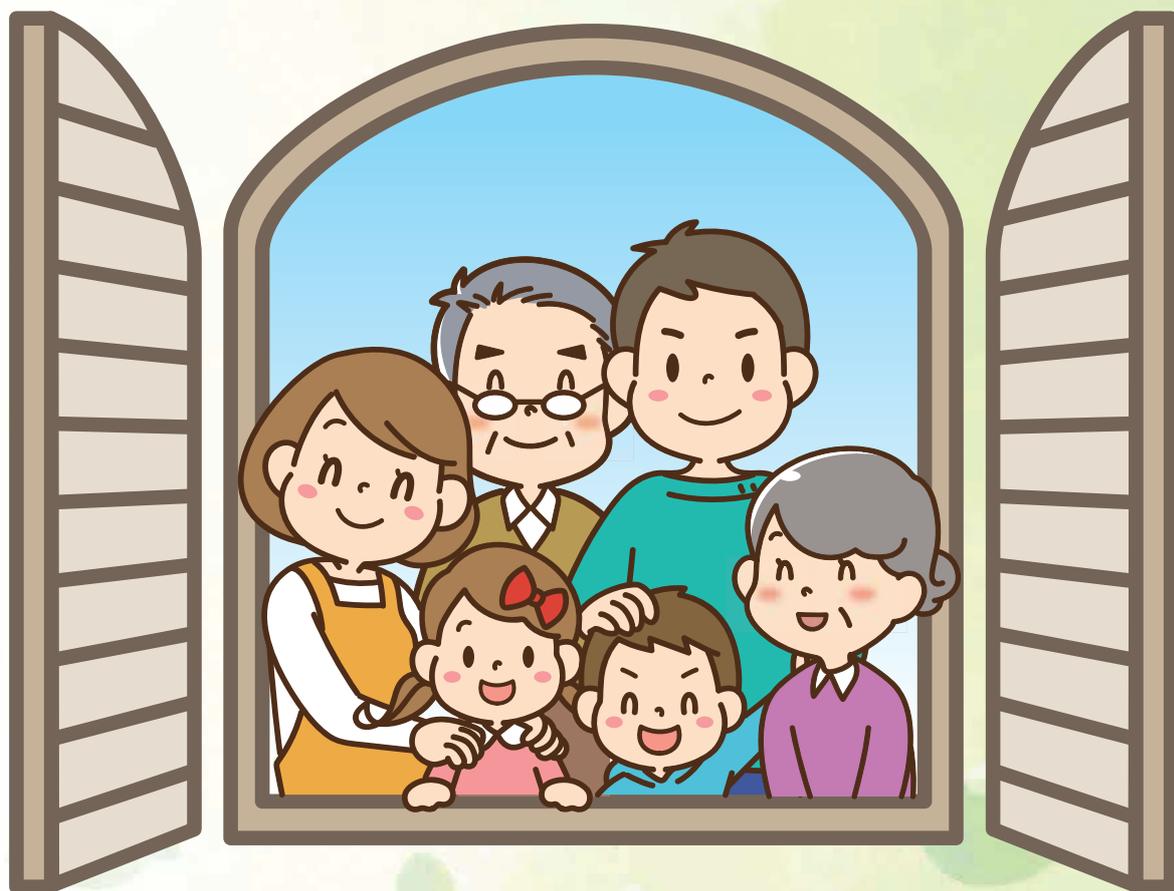


介護保険

2024～2026年度版



板野町
ITANO TOWN TOKUSHIMA

令和6年4月から介護保険制度の一部が変わりました。

1 介護報酬が改定されました **令和6年4月から**

2 介護保険料が決まりました **P6** **令和6年4月から**

3 介護保険料の所得段階が9段階から13段階に変更されました **P7** **令和6年4月から**

もくじ

■ 板野町介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画 ……………	1
■ 介護保険のしくみ ……………	2
■ 保険料の納め方 ……………	4

■ 保険料はきちんと納めましょう ……………	5
■ 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 ……………	6
■ 介護(介護予防)サービスを利用したい ……………	8
■ 介護(介護予防)サービス費用 ……………	10
■ 高額介護(予防)サービス費等 ……………	11
■ 介護保険で利用できるサービス ……………	12
■ 高齢者向け住まい ……………	19
■ 地域包括支援センター ……………	20



板野町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

地域のビジョン（理想の姿）

本計画では、高齢者をはじめとする住民一人ひとりが生涯健康で生きがいをもって暮らせるまちとするために、自らの健康管理やまちづくりに対する役割を認識するとともに、相互に助け合い支え合う“自助・共助・公助”が機能するまちづくりを目指します。



基本目標

基本目標1 日常生活の支援・生きがいづくり等の促進

高齢者のニーズや生活実態に合わせて、切れ目なく継続的にサービスを提供できるよう、生活支援サービスの充実や家族介護者の負担軽減を図るとともに、高齢者自らが活躍できる場・機会を提供し、生き生きと暮らせるまちづくりを推進していきます。

基本目標2 地域における安全・安心な暮らしの確保

災害発生時や急病等の緊急時、ひとり暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしを確保するため、地域住民・民間事業者等との連携体制の構築や地域の活動拠点となる福祉施設の充実を図るとともに、老人クラブをはじめとする組織活動を支援するため、社会福祉協議会との連携・協働に努めていきます。

基本目標3 介護保険事業の推進～地域共生社会の実現に向けて～

■自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、要介護状態等とならないための予防や軽減・悪化の防止が図られる取り組みを推進し、地域包括支援センターの機能強化、支援体制の充実に努めていきます。

■医療・介護の連携

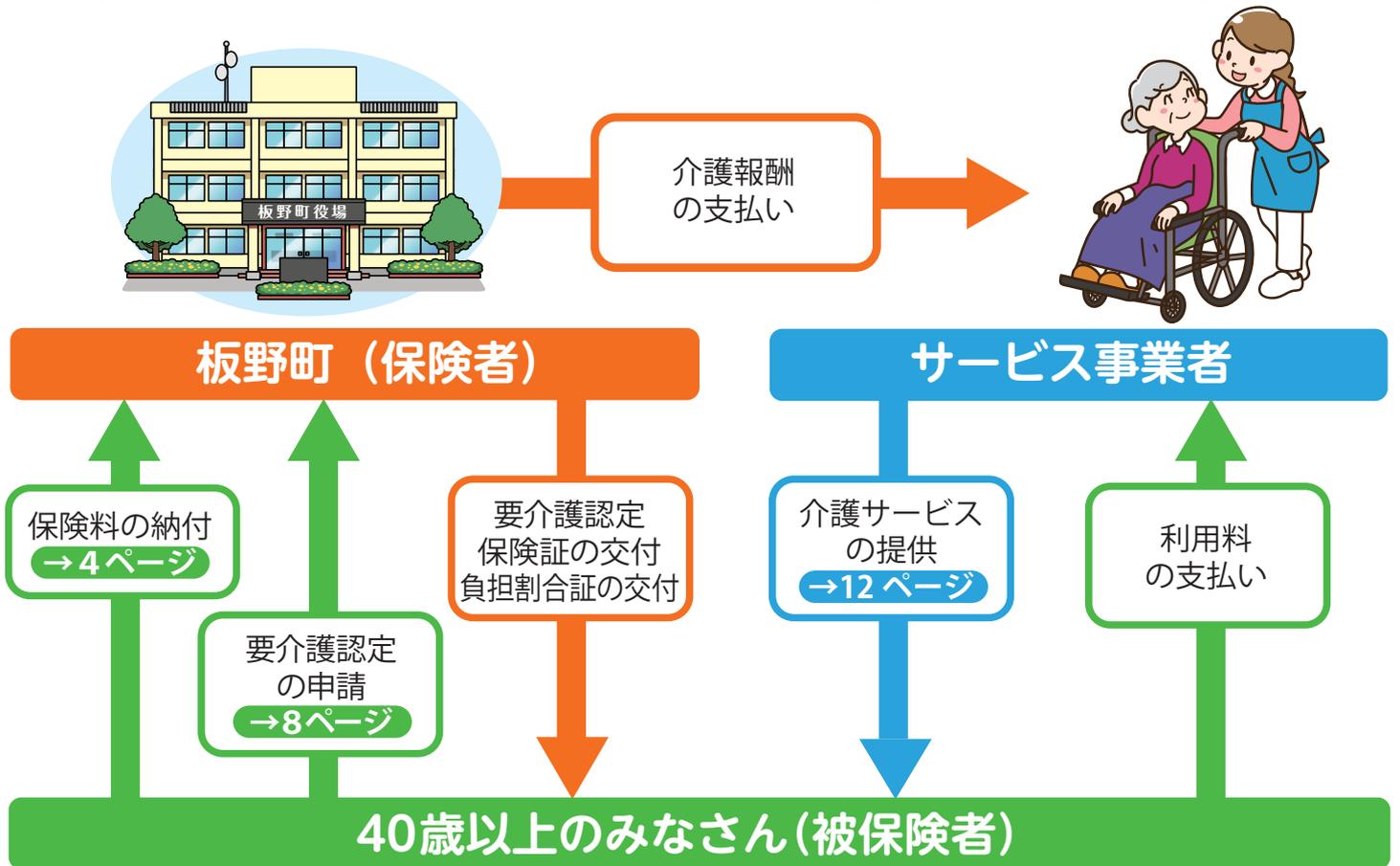
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、切れ目ない在宅医療と介護の一体的な提供体制を構築するとともに、災害・感染症対策に係る体制の整備に努めていきます。

■認知症施策の総合的な推進

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう、認知症への早期対応・支援体制の強化や高齢者の権利擁護の推進、成年後見制度の利用促進のほか、円滑な地域の見守り体制の構築に努めていきます。

介護保険のしくみ

介護保険制度は、市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方が介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには、決められた負担割合に応じた費用※をサービス事業者に支払って、サービスを利用することができます。



※利用者負担の割合は1～3割

介護保険の認定を受けている人などに交付される「介護保険負担割合証」には、介護保険のサービス利用の際に支払う利用者負担の割合が記載されています。

■利用者負担の割合（2割、3割負担は①②の両方を満たす場合）

3割	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※1」が □・単身世帯=340万円以上 □・2人以上世帯=463万円以上
2割	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※1」が □・単身世帯=280万円以上 □・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 第2号被保険者（40～64歳）、住民税非課税の人、生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担です。

※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地売却等にかかる特別控除額がある場合は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額」を用います。

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)



介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です。
(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。)

要支援・要介護認定を受けた方

医療保険に加入している
40～64歳の方
(第2号被保険者)



介護サービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。

特定疾病(※)により、
要支援・要介護認定を受けた方

特定疾病とは？

(※)加齢に伴う老化が原因とされる病気で、16疾病が指定されています。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● <small>きんいしゆくせいそくさくこうかしょう</small>
筋萎縮性側索硬化症 ● <small>こつそしょうしょう</small>
骨折を伴う骨粗鬆症 ● <small>せきずいしょうのうへんせいしょう</small>
脊髄小脳変性症 ● <small>へいそくせいどうみやくこうかしょう</small>
脳血管疾患 ● <small>まんせいへいそくせいはいしつかん</small>
閉塞性動脈硬化症 ● <small>せきちゅうかんきょうさくしょう</small>
慢性閉塞性肺疾患 ● <small>せきちゅうかんきょうさくしょう</small>
脊柱管狭窄症 ● <small>とうにようびょうせいしんけいしょうがい</small>
初老期における認知症(アルツハイマー病等) ● <small>とうにようびょうせいじんしょう</small>
糖尿病性神経障害、<small>とうにようびょうせいもうまくしょう</small>
糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ● <small>とうにようびょうせいもうまくしょう</small>
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | <ul style="list-style-type: none"> ● <small>こうじゅうじんたいこつかしょう</small>
後縦靭帯骨化症 ● <small>たけいとういしゆくしょう</small>
多系統萎縮症 ● <small>そうろうしょう</small>
早老症 ● <small>ぱーきんそんびょうくわんれんじやく</small>
パーキンソン病関連疾患 ● <small>くわんせつりうまぢ</small>
関節リウマチ ● <small>がんまき</small>
がん末期 |
|---|---|

保険料の納め方

介護保険の財源は、国や地方自治体の負担と、40歳以上の方が納める保険料で賄われています。

第2号被保険者 (40～64歳)の方

国民健康保険に加入している方

●医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として納めます。

職場の健康保険や共済組合などに加入している方

●医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

第1号被保険者 (65歳以上)の方

年金が年額18万円以上の方⇒年金から天引き

特別 徴収

- 年金の定期払い(年6回)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- 遺族年金と障害年金受給者も対象となります。

〈特別徴収対象の方でも、一時的に納付書で納める場合があります〉

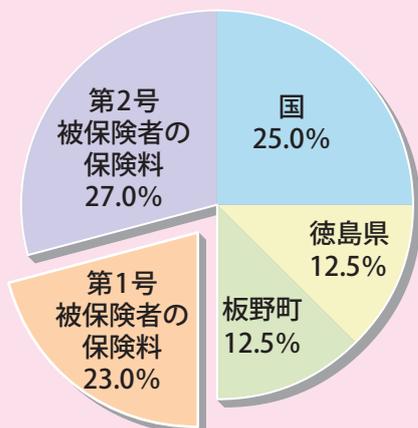
- ◆年度の途中で65歳になった方
- ◆年度の途中で年金の受給が始まった方
- ◆年度の途中で他の市町村から転入した方
- ◆年度の途中で所得段階の区分が変更になった方 など

年金が年額18万円未満の方⇒納付書・口座振替

普通 徴収

- 送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関・コンビニなどを通じて、個別に納めます。

第1号被保険者の負担割合



口座振替をご利用ください!

保険料を納めに行く手間が省け、保険料の納め忘れの心配もありません。便利で確実な口座振替をお勧めします。

手続き方法

保険料納付書、預貯金通帳、印鑑(通帳の届出印)を持って、町が指定する金融機関でお申し込みください。



保険料はきちんと納めましょう

介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあうという理念のもとに成り立っています。介護サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が被保険者となり、決められた保険料を納めなければなりません。



特別な事情もなく保険料を滞納していると…

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。
延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

支払方法が変更になります

利用者がサービス費用の全額をいったん自己負担し、申請により、後で保険給付分が払い戻されます。
(支払方法の変更が保険証に記載されます。)

1年6か月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます

サービス費用の全額が自己負担となり、申請後も保険給付の一部または全額が一時的に払い戻しされなくなります（一時差し止め）。なお滞納が続くと、差し止められていた金額が滞納していた保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

利用者負担※が引き上げられます

2年以上の未納期間があると、滞納した期間に応じて、利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給等が受けられなくなります。

※利用者負担については P.2 をご覧ください。

災害や失業などのやむを得ない事情で、一時的に保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに **板野町税務課** ☎672-5983 までご相談ください。

第1号被保険者 (65歳以上) の保険料

介護保険料 基準額 年額 73,200円 (月額6,100円)



第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料は、板野町が介護保険を運営していくために必要な費用の総額(利用者負担分を除く)のうち、第1号被保険者負担割合(23%)や65歳以上の人数によって基準額が決まります。

また、一人ひとりの保険料については、課税状況や所得に応じて決められます。

第9期板野町の
介護保険料に
ついて

65歳になった年度の保険料

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。



例

10月1日生まれ ▶ 9月分から

10月2日生まれ ▶ 10月分から

年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

例 10月2日生まれの人の場合

64歳の介護分保険料 (医療保険料)

4月 5月 6月 7月 8月 9月

4月から65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料(介護分保険料)から納めます。

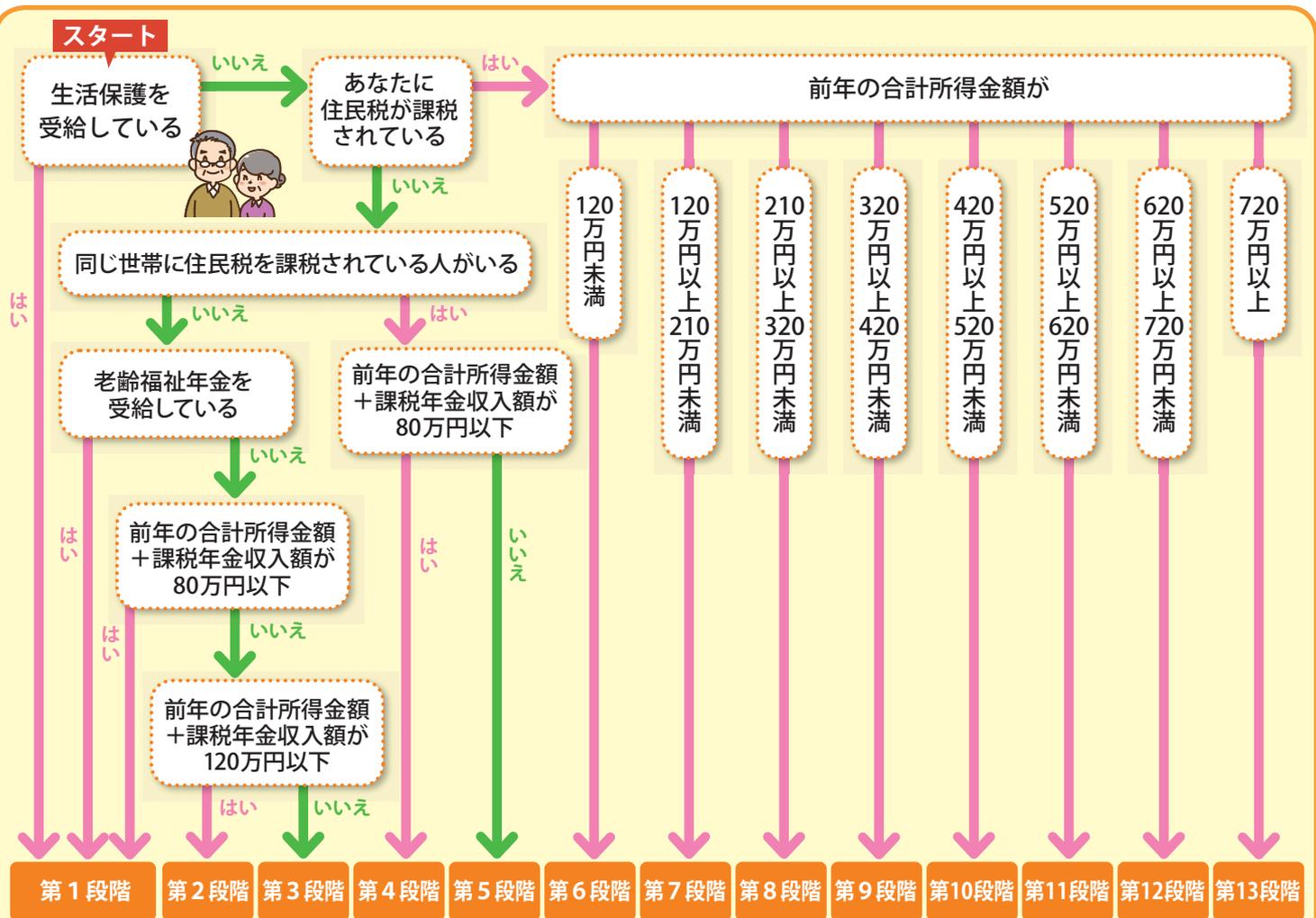
65歳

65歳の介護保険料

10月 11月 12月 1月 2月 3月

65歳になった月から年度末までの分は、「介護保険料」として納付書で町に直接納めます。

医療保険から納めていた「介護分保険料」は65歳からは徴収されず、単独の「介護保険料」に切り替わります。国民健康保険(国保)の加入者は、65歳になる年度に限り、64歳分の介護分保険料を年度末までの納期に分けて国保から納めるとともに、65歳分は納付書で年度末までの納期に分けて、町に直接納めます。そのため、64歳分と65歳分の納付期間は重なることとなりますが、二重払いになっているわけではありません。



所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 又は前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.285	1,738円	20,862円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	2,958円	35,502円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.685	4,178円	50,142円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.900	5,490円	65,880円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超の方	基準額 ×1.00	6,100円	73,200円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	7,320円	87,840円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	7,930円	95,160円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	9,150円	109,800円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	10,370円	124,440円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	11,590円	139,080円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	12,810円	153,720円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	14,030円	168,360円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	14,640円	175,680円

介護(介護予防)サービスを利用したい

～申請からサービス利用までの流れ～

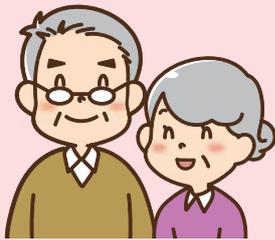
- 介護(介護予防)サービスを利用するには、町に要介護認定の申請が必要です。
- 介護度により、利用できるサービスの種類や利用限度額が異なります。

1 相談します

福祉保健課や地域包括支援センターに相談します

- 介護サービスや介護予防サービスを利用したい人
- 介護や支援が明らかに必要とされる人

など



- 介護予防に取り組みたい人
- どんなサービスを利用したらいいのかわからない人

など



- 65歳以上のすべての人

2 要介護認定の申請または基本チェックリストの実施

要介護認定の申請をします

福祉保健課で要介護認定の申請をします。申請は、本人や家族のほか地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証(40～64歳のみ)

※このほかに、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類などを持参してください。

※申請書は、福祉保健課窓口や町ホームページにて用意しています。

基本チェックリストを受けます

基本チェックリストとは介護の原因となりやすい生活機能が低下していないか、運動、口腔、栄養などの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。



※一般介護予防事業のみを利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

※40～64歳の方は、要介護認定の申請をしてください。

3 認定調査・判定

認定された区分により、利用できるサービスが異なります

調査を行います

町の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人や家族などから聞き取りの調査をします。

調査の結果をコンピュータで判定（一次判定）し、さらに主治医意見書とともに、介護認定審査会で審査（二次判定）され、以下の区分に認定されます。

要介護 1～5

サービスを利用することで生活機能の維持や改善を図ることが適切な人

要支援 1・2

要介護状態が軽く、サービスを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人
介護予防・生活支援サービスを希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

介護予防・生活支援サービス 事業対象者

（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人）

介護や支援を必要としない人

サービスの利用

ケアプランや介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します

介護サービス を利用できます。

在宅でサービスを利用する場合 P.12

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成したケアプラン原案をもとに、利用者と家族、ケアマネジャー、サービス事業者で話しあい、ケアプランを作成します。

施設に入所する場合 P.18

入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

介護予防サービス を利用できます。

地域包括支援センターで課題を分析し、目標を決めて、介護予防ケアプランを作成し、自立した生活を続けられるよう支援します。

介護予防・ 日常生活支援総合事業 を利用できます。

介護予防・生活支援 サービス事業

一般介護予防事業

介護(介護予防)サービス費用

居宅サービス

居宅サービスを利用した場合、要介護度ごとに定められた利用限度額以内であれば、サービス利用に要した費用のうち、決められた負担割合分(P.2)が自己負担となります。限度額を超えてサービスを利用した場合、その超過した費用は全額自己負担となります。



要介護状態区分	利用限度額 (1か月あたり)
要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

施設サービス

施設サービスを利用した場合、施設の種類および要介護度ごとに介護費用が定められていて、利用額は介護・看護職員等の人員配置によって施設ごとに異なります。

■低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額(日額)までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます。(特定入所者介護サービス費等)

対象者	居住費等				食費 (短期入所サービスの場合)
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	880 円	550 円	550 円 [380 円]	0 円	300 円
本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金)収入額が80万円以下の人	880 円	550 円	550 円 [480 円]	430 円	600 円
第3段階 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370 円	1,370 円	1,370 円 [880 円]	430 円	1,000 円
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370 円	1,370 円	1,370 円 [880 円]	430 円	1,300 円

※令和6年8月から適用となります。

※預貯金等の資産も支給要件に加えられます。

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、[] 内の金額となります。

高額介護（予防）サービス費等

■介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、1か月に支払った利用者負担額が上限額を超えたときは、申請により高額介護（予防）サービス費として超えた分が払い戻されます。支給対象となる人には事前に個別通知します。

区分	上限額
年収約1,160万円以上の方	140,100円 （世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円 （世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円 （世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

■介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間（8月～翌年7月）で合算して、高額になった場合に、自己負担を軽減する制度として高額介護合算療養費制度があります（高額医療合算介護（予防）サービス費）。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

高額医療合算介護（予防）サービス費の自己負担の限度額〈年間／8月～翌年7月〉

所得要件 （基礎控除後の総所得金額）	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

	所得要件	70歳以上の人
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満 ^{※1}	56万円
	住民税非課税	31万円
	住民税非課税（所得が一定以下） ^{※2}	19万円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合に加え、基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 介護サービス利用者が複数いる場合は31万円となります。

介護保険で利用できるサービス

■居宅サービス



サービスの利用についての相談

要介護
1～5の方

●居宅介護支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプランを作成するほか、利用者が安心して、介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成および相談は無料です。
（全額を介護保険で負担します）

要支援
1・2の方

●介護予防支援

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して、介護予防サービスを利用できるよう支援します。

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護
1～5の方

●訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事、入浴、排せつのお世話、衣類やシーツの交換、病院の付き添い等）や生活援助*（住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理等）を行います。

●自己負担（1割）のめやす

身体介護中心	30分～1時間未満	387円
生活援助中心	45分以上	220円
通院等乗降介助		97円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※生活援助の家事については、①利用者がひとり暮らしのため、または②同居家族等の障がい・疾病等のため、本人・家族等が自ら行うことが困難な家事で、日常生活上必要なものとされています。

訪問してもらって利用する

要介護
1～5の方

●訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して、入浴の介助を行います。

●自己負担（1割）のめやす

1回 1,266円

要支援
1・2の方

●介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。

●自己負担（1割）のめやす

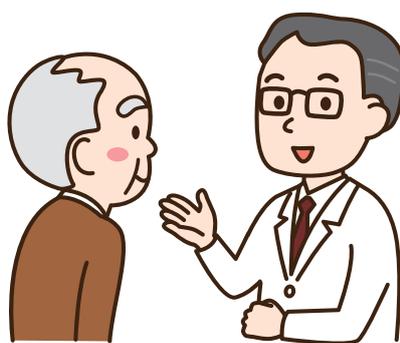
1回 856円

訪問してもらって利用する

<p>要介護 1～5の方</p>	<p>●訪問リハビリテーション 通院・通所等が困難な場合、リハビリ(機能回復訓練)の専門職が訪問し、リハビリを行います。</p>	<p>●自己負担(1割)のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>1回</td> <td>308円</td> </tr> </table>	1回	308円
1回	308円			
<p>要支援 1・2の方</p>	<p>●介護予防訪問リハビリテーション 通院・通所等が困難な場合、リハビリの専門職が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。</p>	<table border="1"> <tr> <td>予防の方は1回</td> <td>298円</td> </tr> </table>	予防の方は1回	298円
予防の方は1回	298円			

安心して療養生活を送る

<p>要介護 1～5の方</p>	<p>●居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。</p>	<p>●自己負担(1割)のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>医師の場合(月2回まで)</td> <td>515円</td> </tr> </table>	医師の場合(月2回まで)	515円				
医師の場合(月2回まで)	515円							
<p>要支援 1・2の方</p>	<p>●介護予防居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。</p>	<table border="1"> <tr> <td>歯科医師の場合(月2回まで)</td> <td>517円</td> </tr> <tr> <td>医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)</td> <td>566円</td> </tr> <tr> <td>薬局の薬剤師の場合(月4回まで)</td> <td>518円</td> </tr> </table>	歯科医師の場合(月2回まで)	517円	医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円	薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円							
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円							
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円							



自宅での療養生活をサポートしてもらう

<p>要介護 1～5の方</p>	<p>●訪問看護 看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理など療養上の世話や診療の補助を行います。</p>	<p>●自己負担(1割)のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>病院・診療所から30分～1時間未満</td> <td>574円</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーションから30分～1時間未満</td> <td>823円</td> </tr> </table>	病院・診療所から30分～1時間未満	574円	訪問看護ステーションから30分～1時間未満	823円
病院・診療所から30分～1時間未満	574円					
訪問看護ステーションから30分～1時間未満	823円					
<p>要支援 1・2の方</p>	<p>●介護予防訪問看護 看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行います。</p>	<p>●自己負担(1割)のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>病院・診療所から30分～1時間未満</td> <td>553円</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーションから30分～1時間未満</td> <td>794円</td> </tr> </table>	病院・診療所から30分～1時間未満	553円	訪問看護ステーションから30分～1時間未満	794円
病院・診療所から30分～1時間未満	553円					
訪問看護ステーションから30分～1時間未満	794円					

介護保険で利用できるサービス

■居宅サービス

施設に通って利用する

要介護
1～5の方

●通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

●自己負担（1割）のめやす

【通常規模の施設7時間以上8時間未満の場合】

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含みます。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

施設に通って利用する

要介護
1～5の方

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの介護や機能訓練、リハビリテーションが日帰りで受けられます。

●自己負担（1割）のめやす

【通常規模の施設7時間以上8時間未満の場合】

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含みます。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

要支援
1・2の方

●介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの介護や機能訓練、リハビリテーションが日帰りで受けられます。

生活機能の維持・向上のための目標に合わせたメニューを選べます。

●自己負担（1割）のめやす（1か月）

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
（口腔機能向上150円/月、栄養改善200円/月）



短期間施設に泊まる

要介護
1~5の方

●**短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)**
介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持・向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型 個室	多床室	ユニット型
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※入所ではないため、利用日数に制限があります。

要支援
1・2の方

●**介護予防短期入所療養介護**
介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持・向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)
【介護老人保健施設の場合】

要支援度	従来型 個室	多床室	ユニット型
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※入所ではないため、利用日数に制限があります。



施設に入って日常生活を支えてもらう

要介護
1~5の方

●**特定施設入居者生活介護**
有料老人ホームなどに入居して、食事、入浴などの介護や生活機能の維持・向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(30日)

要介護1	16,260円
要介護2	18,270円
要介護3	20,370円
要介護4	22,320円
要介護5	24,390円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

要支援
1・2の方

●**介護予防特定施設入居者生活介護**
有料老人ホームなどに入居して、食事や入浴などの介護や、生活機能の維持・向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(30日)

要支援1	5,490円
要支援2	9,390円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

介護保険で利用できるサービス

■居宅サービス

短期間施設に泊まる

要介護
1~5の方

●短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、生活機能の維持・向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型 個室	多床室	ユニット型
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

要支援
1・2の方

●介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、生活機能の維持・向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)

【併設型の施設の場合】

要支援度	従来型 個室	多床室	ユニット型
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

生活する環境を整える

要介護
1~5の方

●住宅改修

生活環境を整えるため、住まいの小規模な改修にかかる費用を、住宅改修費として支給します。
(自己負担1~3割)

利用限度額 20万円まで

(利用者1人あたり)

※20万円の範囲内で、数回に分けて利用できます。

【申請が必要です/改修前/改修後】

★ケアマネジャー等に相談し、必要な書類を作成し、福祉保健課へ事前に申請してください。

●改修後いったん全額を自費で施工業者にお支払いください。

●支払後、「申請書」「領収書」などの必要書類を福祉保健課へ提出してください。

●数ヶ月後、利用限度額の範囲内の7~9割分が払い戻されます。

要支援
1・2の方

●介護予防住宅改修

生活環境を整えるため、住まいの小規模な改修にかかる費用を、住宅改修費として支給します。
(自己負担1~3割)

介護保険の
対象となる
工事

①手すりの取付け

②段差の解消

③滑りの防止、移動の円滑化等のための
床・通路面の材料の変更

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

④引き戸等への扉の取替え

⑤洋式便器等への便器の取替え

⑥その他これらの各工事に伴う必要な工事

福祉用具をかりる

種 類	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
①手すり(工事を伴わないもの)	○	○	○
②スロープ(工事を伴わないもの)	○	○	○
③歩行器	○	○	○
④歩行補助つえ	○	○	○
⑤車いす	※	○	○
⑥車いす付属品(クッション、電動補助装置等)	※	○	○
⑦特殊寝台	※	○	○
⑧特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード等)	※	○	○
⑨床ずれ防止用具	※	○	○
⑩体位変換器	※	○	○
⑪認知症老人徘徊感知機器	※	○	○
⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)	※	○	○
⑬自動排泄処理装置	△	△	○

○…利用できます

△…一部利用できます

(尿のみを吸引するものは利用できます)

※…原則利用できませんが、ケアマネジャーにご相談ください

要支援1・2の方

●介護予防福祉用具貸与

手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ

要介護1～5の方

●福祉用具貸与

月々の利用限度額内で実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示され、事業者によってレンタル料は異なります。

商品ごとに全国平均のレンタル価格が公表され、その平均価格をもとに上限額が設定されています。

★スロープ、歩行器、歩行補助つえは、令和6年4月1日から貸与と購入の選択が可能となりました。

福祉用具を買う

<p>要介護 1～5の方</p>	<p>●特定福祉用具購入</p> <p>①腰掛便座 ②特殊尿器 ③排泄予測支援機器 ④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具の部分 ⑦スロープ ⑧歩行器 ⑨歩行補助つえ</p>	<p>利用限度額 年間10万円まで (毎年4月1日から1年間)</p> <p>【申請が必要です】</p> <p>●購入時、いったん全額を自費で購入業者にお支払いください。</p> <p>●支払後、「申請書」「領収書」「パンフレット」などを福祉保健課へ提出してください。</p> <p>●数ヶ月後、利用限度額の範囲内の7～9割が払い戻されます。</p> <p>※指定を受けた事業者から購入した場合に限ります。</p>
<p>要支援 1・2の方</p>	<p>●特定介護予防福祉用具購入</p> <p>①腰掛便座 ②特殊尿器 ③排泄予測支援機器 ④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具の部分 ⑦スロープ ⑧歩行器 ⑨歩行補助つえ</p>	

介護保険で利用できるサービス

■施設サービス

生活全般の介護が中心の施設

要介護
1～5※の方

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に、介護が必要で、自宅での生活が困難な方が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

●施設サービス費の1割のめやす（30日）

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型
要介護1	17,670円		20,100円
要介護2	19,770円		22,200円
要介護3	21,960円		24,450円
要介護4	24,060円		26,580円
要介護5	26,130円		28,650円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室

※ユニット型個室とは、少人数ごとに共同生活室（リビング）がある個室

※平成27年4月から新規入所は原則として要介護3以上の方が対象となりました。

介護やリハビリが中心の施設

要介護
1～5の方

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

●施設サービス費の1割のめやす（30日）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室

※ユニット型個室とは、少人数ごとに共同生活室（リビング）がある個室

医療が中心の施設

要介護
1～5の方

●介護医療院

医学的な管理のもとで、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

●施設サービス費の1割のめやす（30日）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室

※ユニット型個室とは、少人数ごとに共同生活室（リビング）がある個室



■地域密着型サービス

認知症の方を対象とした施設

要介護
1～5の方

要支援
2の方

●**認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**
認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)に入居して、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
※要支援1の方は利用できません。

●自己負担(1割)のめやす(30日)
【2ユニットの場合】

要支援2	22,470円	要介護3	24,360円
要介護1	22,590円	要介護4	24,840円
要介護2	23,640円	要介護5	25,350円

小規模の施設に通って利用する

要介護
1～5の方

●**地域密着型通所介護**
利用定員が18人以下の通所介護施設で、食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
※要支援1・2の方は利用できません。

●自己負担(1割)のめやす(1日)
【7時間以上8時間未満の場合】

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

高齢者向け住まい

	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム	養護老人ホーム
対象者	高齢者(単身・夫婦世帯)	高齢者 (入居要件は施設により異なります)	65歳以上で、家庭環境や経済的な理由により、自宅での生活が困難な方
概要	安全や利便性に配慮した設備等を有し、安否確認や生活相談などの福祉サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅	高齢者が快適に暮らせるよう、食事の提供や入浴等の介助、洗濯・掃除等の家事など、生活支援サービスが提供される居住施設	食事や日常の生活支援など、生活するための基本的なサービスが提供される入所施設
介護保険サービス	介護が必要となった場合は、入所(居)者の選択・契約により、施設等に併設した事業所や外部事業所の居宅サービスが利用できます		

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、みなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、必要な援助・支援を行う地域の総合窓口です。

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用について、わからないことや相談があるときは、板野町地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

なんでもご相談ください

総合相談

みなさんの権利を守ります

権利擁護



自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、市町村が中心となって、住民等の多様な主体が参画して、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指して「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

要支援者等に対し、入浴、排せつ、食事の介助などの身体介護や、調理、買い物、掃除などの生活援助のサービスを行っています。

●通所型サービス

要支援者等に対し、施設において一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練を行っています。

●介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、心身や環境等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っています。



一般介護予防事業

町が行う事業、地域の互助や民間サービスの役割を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人のつながりを通して、参加者や住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指して、要介護状態等となっても、生きがいや役割を持ち、生活できる地域を構築しながら、各種介護予防事業を行っています。

●介護予防普及啓発事業

要介護認定を受けていない高齢者が、要支援および軽度の要介護者とならないための予防や、要介護状態等の軽減・悪化の防止が図られるよう、講座等を開催しています。また、現役世代の生活習慣病対策とも連携して、介護予防の普及啓発に取り組みます。

介護予防教室 「おたっしゃ倶楽部」	65歳以上の高齢者を対象に、生活機能の維持・向上を図るとともに、生活機能の低下を早期に発見し、予防・改善に努めています。 運動プログラム（月2回）、口腔プログラム（月1回）、脳若トレーニング（月2回）
出前講座	すべての65歳以上の高齢者を対象に、健康な状態を維持していくため、生涯を通じて介護予防に取り組み、介護予防の普及・啓発を目的とした講座等を関係機関と連携しながら開催するなど、介護予防に関する情報提供を行っています。

●地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みや機能を強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職等の関与を促進します。

●地域介護予防活動支援事業

地域における介護予防を推進するため、包括的・継続的なマネジメント機能の強化、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする『認知症サポーター』の養成講座を開催しています。





■介護保険に関するお問い合わせは

板野町役場 福祉保健課

〒779-0192 板野町吹田字町南22-2

tel 088-672-5986 mail fukushi@town-itano.i-tokushima.jp

板野町地域包括支援センター

〒779-0105 板野町大寺亀山西169-5 (町民センター内)

tel 088-672-1026 mail tiikihoukatsu@town-itano.i-tokushima.jp

※当パンフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。
今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

発行 2024.7